

川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務企画局長を、副委員長には総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長をもって充てる。
- 3 委員は、各局本部室区（以下「局」という。）の人事担当課長並びに総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長、人事部人事課長及び行政改革マネジメント推進室担当課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(その他職員の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局において処理する。

(局委員会)

第8条 委員会を組織する局は、局内に職員不祥事防止委員会を設置して、不祥事を未然に防止するための対策を検討し、その結果を委員長に報告するものとする。

(特別対策委員会の設置等)

第9条 不祥事が発生した場合、委員長は、その原因究明及び対策検討のため必要と認めるときは、不祥事が発生した局の局長に対し、当該局及び関係局で組織する特別対策委員会の設置を要請することができる。

2 委員会又は委員長は、特別対策委員会の委員長に対して、随時、必要な指示を行い又報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年8月2日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、川崎市職員汚職防止連絡会設置要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。